

平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件 直送済

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

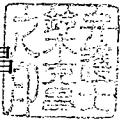
原告第18準備書面

(被告東電の答弁書及び準備書面(2)に対する認否・反論)

2014(平成26)年8月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

被告東電の平成26年6月6日付準備書面(2)は、同年4月18日付答弁書を補充する趣旨の書面であるので、以下では、補充されたものとして、上記答弁書の項立てに沿って認否及び反論する。

第1 訴状補充書による補充後の請求の原因に対する認否及び反論(4頁以下)に対する認否及び反論

1 1項(4頁)について

認否の必要はないものと思料する。

2 2項(4~12頁)について

(1) (1)イ(ア)について

ア チェルノブイリ原発事故との比較において、本件原発事故により放出されたセシウム137の放出量が約6分の1であることは、不知。

「約6分の1」という数値は、国会事故調査報告書（甲A1）329頁から引用したものである。この数値は、2012（平成24）年6月ころまでに、本件原発事故によって放出された放射性物質の総量をヨウ素換算で推計した数値を前提に算出したものであり、セシウム137に限定した数値ではなく、また、あくまでも「推計値」である（なお、甲A1の329頁の欄外註2に「総放出量の推計」との文言がある。）。更に、本件原発事故は、現時点でも収束しておらず、放射性物質の外界への放出が止まっていないことも見落とせない。

なお、国会事故調査報告書（甲A1）がチェルノブイリ原発事故との比較のためにセシウム137に限定して取り上げているのは、甲A1号証の330頁の図4.1-1に関してのみである（329頁欄外註3）。

イ チェルノブイリ原発事故との比較において、汚染面積が約6パーセントであることは、不知。

国会事故調査報告書（甲A1）は、330頁において汚染面積に言及しているが、「約6パーセント」という数値は見当たらない。

また、被告東電が前提としている面積が「土壌」の汚染のみを前提としているのであれば、内陸部に位置するチェルノブイリ原発と沿岸部に位置する福島第一原発を単純に比較するのは相当でない。本件原発事故に関しては、海洋及び海底の汚染状況は未解明と考えられる。

ウ チェルノブイリ原発事故との比較において、放出距離が約10分の1であることは、不知。

被告東電の上記主張は、根拠が不明である。

エ なお、避難者数を比較すると、本件原発事故では、2011（平成23）年8月29日時点における避難区域からの避難者が約14万6520人（甲A1の331頁）、2014（平成26）年7月10日時点における福島県民の避難者が約24万7233人（同月29日復興庁発表）である。

他方、チェルノブイリ原発事故では、事故から1年以内に避難した人数がベラルーシ、ウクライナ及びロシアの3か国合計で11万6000人と推計されている（甲A1の331頁）。

チェルノブイリ原発事故における避難者の実数は必ずしも明らかでないが、少なくとも、周辺住民に与えた影響、被害という点において、本件原発事故がチェルノブイリ原発事故の規模を下回るとは考え難い。

(2) (1)イ（ウ）について

大熊線3号が受電遮断器等の設備更新工事中であったこと、及び、大熊線4号には特段の設備被害はなく遮断器に一時的なトリップが生じていたに過ぎないことは、不知。

国会事故調査報告書（甲A1）及び政府事故調査報告書（甲A2-1及び2）には、被告東電の上記主張に係る記載は見当たらない。なお、被告東電は、遮断機の「一時的なトリップ」と主張するが、一時的であれば即時に復旧するものと思われるが、そのような事情も見当たらない。

(3) (1)イ（エ）について

ア 被告東電の「・・・波高計が、3月11日午後3時33分30秒に水位O. P. +4メートル程度の津波を計測した」との主張（準備書面(2)の2項）は否認する。

「午後3時33分30秒」という時刻は、国会事故調査報告書（甲A1）には見当たらない。

イ 津波の襲来時刻については、国会事故調査報告書添付の参考資料2.2.3（甲A9）に詳しいので、以下、これに沿って確認する。

まず、福島第一原発の沖合約1.5キロメートルに設置された波高計の位置において、①午後3時27分にO. P. +4メートルの第一波が、②午後3時35分にO. P. +7.5メートルを超える（波高10メートル以上と考えられる）第二波が通過している（62頁の図2.2.3-1）。

そして、津波が波高計から防波堤突端に達するまで（その間約800メートル）の時間は70～80秒、防波堤突端から福島第一原発4号機海側エリア着岸までは56秒掛かっていることから、波高計から福島第一原発に着岸するまでは概ね2分程度であったと認められる（69頁）。

したがって、福島第一原発への津波の着岸時刻は、第一波が午後3時29分ころ、第二波が午後3時37分ころである。

(4) (2)アについて

第3段落は、認める。

(5) (2)イ（ア）について

第2段落は、不知。

(6) (2)イ（ウ）について

被告東電は、裁判所からの「推定できるのかできないのかは認否すべきである」との求釈明に対する回答においても、炉心損傷の開始時期や格納容器に穴が空いたかについて、不知や否認の主張を維持する（準備書面(2)4頁）。

推定すらできないのであれば、被告東電にはそもそも原子力発電所を運転する技術が無いと言わざるを得ない。

仮に、このような重大な事項について、裁判所からの求釈明を受けてもなお、訴訟戦略上の観点から積極的な主張を見合わせているのであれば、無責任極まりなく、訴訟対策などの観点から安全対策を先延ばしにしていた本件原発事故以前の被告東電の体質と全く変わっていないと言わざるを得ない。

(7) (2)ウ（イ）について

第2段落は、原子炉水位がTAFに到達した推定日時が3月13日午前9時10分ころであることは不知、その余は認める。

当時の福島第一原発の吉田昌郎所長は、TAFへの到達日時を3月13日午前4時15分ころと推定していたようである（甲A2-1の177頁）。

なお、被告東電は、本件原発2号機に関する主張と同様、3号機についても、TAFの日時は主張するものの、炉心損傷が開始した推定日時は主張しないが、先述のとおり、無責任極まりない。

(8) (2)ウ(ウ)について

第2段落は、認める。

なお、被告東電は、注水作業に遅延はない旨主張するが(準備書面(2)5頁)、淡水から海水への切り替えには数十分の時間を要しており(甲A1の249頁)、世界中が固唾を呑んで注視していた中で廃炉を可及的に避ける目的から浪費した数十分は遅延と言うに値する。また、仮に遅延がないにも関わらず冷却し切れず炉心損傷を招いたのであれば、より根本的な問題があったということに他ならない。

(9) (2)エ(2)について

否認する。

全電源喪失の原因は、本件津波だけであるとは断定できない。例えば、福島第二原発では、津波ではなく地震によって高起動変圧器が損傷しており(甲A1の174頁)、女川原発では外部電源5回線のうちの4回線が地震による系統保護回路動作によって停電している(同177頁)。また、東海第二原発は地震によって全ての外部電源を喪失したとされている(同180頁)。

(10) (3)ア(ア)について

ア これまでの原告らの主張(特に原告らの第15準備書面)に沿う部分は認め、その余は否認する。

イ 政府が作成したパンフレット(乙B2)に対する批判は、WG報告書に対する主張(原告らの第15準備書面3~9頁)を援用する。

ウ 被告東電は、年間上限20mSvという目安は、2011(平成23)年3月21日にICRPが発表した声明(乙B4)も踏まえており、社会的に許容される水準である旨主張する。

しかし、ICRPの上記声明(乙B4)は、「現時点での参考レベル1mSv/年～20mSv/年の範囲で設定すること」を勧告すると述べているだけであり、上限の20mSv/年を推奨している訳ではない。むしろ、ICRPは、2008年報告書において、「汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、・・・1～20mSvのバンドの下方部分から選択すべきである。」(甲B4xv頁(c))としており、あくまでも1mSv/年を指向すべきとしている。

また、被告東電は「社会的に許容」という表現を用いているが、20mSv/年という目安は政府が突然言い出したものであり、社会的には激しい反発を受けた。

エ 被告東電は、広島・長崎の原子爆弾による健康被害に関する疫学調査を根拠に、年間100mSv以下の被ばく線量では発がんリスクの明らかな増加の証明は困難であるなどと主張する。

被告東電が主張するような見解があることは認めるが、他方で、ドイツ、英国、スイスの3国の原子力発電所周辺5キロメートル以内に住む5歳以下の子どもの白血病が増加したという報告もあり(ドイツの場合の線量は年間0.09mSv。甲A1の404頁)、低線量被ばくについては科学的に未解明な部分が多いというのが現実である。

(1) (3)ア(イ)について

ア bの第2段落について

否認する。チェルノブイリ原発事故との比較については、本準備書面1～3頁で述べたとおりである。

イ cの第2段落について

本件原発事故により放出された放射性物質の総量がヨウ素換算で約900PBqという推定値があることは認め(甲A1の329頁)、その余は知らないし否認する。

被告東電は、上記推定値はヨウ素131、セシウム134及びセシウム137の合計であると主張するが、ストロンチウム90、プルトニウム238、トリチウムなどなども放出されており、上記約900PBqがこれらを排除した上での試算なのかは分からない。

なお、約900PBqという推定値は、2012（平成24）年6月までのデータに依拠した試算であり、その後に汚染水などを通じて放出された放射性物質は含まれていない。

ウ dの第2段落について

ICRPが緊急時被ばく状況における参考レベルを20～100mSvと勧告していることは認め、その余は不知。

政府は、本件原発事故において、段階的に各種の避難区域を設定しているが、その内いずれについて緊急時被ばく状況における最低値としての20mSvを採用したのか分からない。

なお、20mSvという数値は、現存被ばく状況における参考レベルの最高値でもあり、政府は、そちらの趣旨で参照しているように思われる。

(12) (3)イについて

第2段落は、否認する。

格納容器内の圧力の上昇は、格納容器の爆発の危険性が高まっていたことを意味していたはずである。

3 3項（12～37頁）について

(1) (1)ア（ア）について（答弁書12頁）

ア 「a 地震及び津波の発生経緯」について

概ね認めるが、本件地震及び津波を解析した数値等の正確性は不知である。

イ 「b 地震及び津波の想定」について

原告らの訴状における主張に沿う部分は認め、その余は否認する。

ウ 「c 本件地震及び本件津波の予見について」について

地震本部が本件地震発生当日に「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」を発表したこと、その内容、2011（平成23）年4月27日に開催された中央防災会議において「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模、広域で甚大な津波被害」との報告があったこと、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が2011（平成23）年9月28日に報告書を取りまとめたこと、その内容はいずれも認め、その余は否認する。

上記のうち、本件地震発生当日の地震本部の発表は、十分な検証を経た上での発表ではなく、また、想定していなかったことを国民向けに告白しているだけであり、予見可能性の判断を左右するものではない。

また、中央防災会議における「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模、広域で甚大な津波被害」との上記報告は、阿部勝征委員からなされたものであり、中央防災会議としての報告ではない。

更に、専門調査会の上記報告書は、「これまで、我が国の過去数百年間に経験してきた最大級の地震のうち切迫性の高いと考えられる地震を対象に、これまで記録されている震度と津波高などを再現することのできる震源モデルを考え、これを次に起きる最大級の地震として想定してきた。その結果、過去に発生した可能性のある地震であっても、震度と津波高などを再現できなかった地震は地震発生の確度が低いとみなし、想定の対象外にしてきた。今回の災害に関連していえば、過去に発生したと考えられる869年貞観三陸沖地震、1611年慶長三陸沖地震、1677年延宝房総沖地震などを考慮の外においてきたことは、十分反省する必要がある。」として、巨大地震・津波の存在を認識しながら想定の対象外にしていたことを認めており、むしろ、予見可能性があったことを自認していると理解することもできる。

(2) (1)ア (イ) について（答弁書16頁）

ア a (a) について

①及び②は、概ね認める。

バックチェックは曖昧であり、耐震安全性が確認されたとは言い難い。

イ a (b) について

第2段落は、不知。

被告東電の主張は、いつの時点で誰が評価した結果を指しているのか明らかでない。

ウ b (b) について

第2段落は、被告東電が2008（平成20）年10月時点で産業技術研究所の佐竹氏の投稿準備中の論文の提供を受けていたことは不知、その余は否認する

エ b (d) について

(a) の第2段落は、評価を争う。被告東電は「ほとんどは下回っている」などとして事態を小さく見せようとしているが、各原子炉ごとに着目すれば、2号機、3号機及び5号機については、3方向のうちの1方向で最大応答加速度値を超えており、3分の1が基準を超えたことになる。

(b) の第2段落乃至第4段落は、原告らのこれまでの主張に沿う部分は認め、その余は否認する。

(c) の第2段落乃至第4段落は、原告らのこれまでの主張に沿う部分は認め、その余は否認する。

オ e について

2007（平成19）年7月16日に新潟県中越沖地震が発生したこと、同月20日に経産省が被告東電に対して耐震バックチェックに関する指示が出たことは認め、その余は不知。

(3) (1)ア (ウ) について（答弁書21頁）

ア a (b) について

i 乃至 iii のそれぞれの「なお書き」部分は、国会事故調査報告書（甲A1）83頁乃至85頁の記載に沿う部分は認め、その余は不知。

イ a (c) について

ii乃至ivは,原告らのこれまでの主張及び国会事故調査報告書(甲A1)の記載に沿う部分は認め,その余は不知。

なお,被告東電は,科学的知見に基づく具体的な予見は不可能であったと縷々述べるが,それでは,溢水勉強会における検討にせよ,長期評価や佐竹論文に依拠する試算にせよ,一体何のために検討や試算をしていたのか理解に苦しむ。

(4) (1)ア (エ) について (答弁書30頁)

ア a について

(a)及び(b)の被告東電の主張部分は,原告らの訴状における主張に沿う部分は認め,その余は知らないし否認する。

被告東電のSA対策は,およそ的確な内容のものではなかった。

イ b (a) について

第2段落は,否認する。

ウ b (b) について

第2段落乃至第5段落は,国会事故調査報告書(甲A1)の144頁乃至161頁の記載に沿う部分は認め,その余は不知。

エ b (d) について

第2段落乃至第7段落は,2号機のベントの成否が確認できていないことは認め,その余は不知。

なお,2号機のベント操作は,3回試みられたが全て失敗に終わったとみられている(甲A1の169頁)。

オ b (e) について

第2段落及び第3段落は,不知。

カ b (f) について

第2段落は,不知。

キ b (g) について

第2段落は、不知。

4 4項(37頁～40頁)について

(1) (2) (ア) について

これまでの原告らの主張(特に原告らの第15準備書面)に沿う部分は認め、その余は否認する。

(2) (2) (イ) について

ICRPの2007年勧告が、放射線防護の観点から放射線量は低い方が望ましいことを述べるものであるとする点及びICRPにおいて、緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲を年間20～100mSvと設定していることは認めるが、その余は否認する。

被告東電は、「年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量による人体への健康影響は、短期被ばくの場合においても他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされ、避難区域外の積算線量である20ミリシーベルト以下となると、喫煙、肥満、野菜不足や受動喫煙よりも発がんリスクは小さい。」という記載が、あたかもICRPの2007年勧告の内容となっているかのような主張を行うが、ICRPの2007年勧告にはかかる記載は存在せず、被告東電の主張は、ミスリーディングであるというほかない。

(3) (2)アについて

ア 第2段落について、本件事故当時の日本政府が採用した強制退避の基準は、認める。その余は、不知。

チェルノブイリ原発事故との比較については、本準備書面1～3頁で述べたとおりである。

イ 第3段落について、WG報告書に被告東電が指摘する記載があることは、認める。

WG報告書の問題点は、WG報告書に対する主張(原告らの第15準備書面3～9頁)のとおりである。

(4) (3)アについて

ア 第2段落は、否認する。

イ 第3段落のうち、東京地判平成18年4月19日や名古屋高判金沢支部平成元年5月17日が風評被害による売り上げ減少が問題となった事案に関するものであることは認めるが、これらの裁判例が本事案の参考とはならないとする点については、否認する。

これらの裁判例の特徴は、放射能被害を予防的に避けようとした行動があったときに、その被害を避けようとした行動が是認できる場合には、その行動から生じた損害について因果関係を肯定できるとしている点にあり、本件においても、十分に考慮されるべき裁判例である。

5 5項(40頁～44頁)について

概ね認める。

中間指針及び中間指針追補並びにこれまでの東京電力による賠償の問題点は、原告らの第20準備書面のとおりでである。

第2 被告東京電力の主張(被告東電答弁書44頁以下)に対する認否

1 第1段落は、認める。

2 第2段落は、被告東電の方針が記載されているに過ぎず、認否の限りでない。

3 第3段落のうち、原告らが、本件訴訟において、原賠法3条1項のほかに、民法709条に基づく損害賠償請求を求めていることは認めるが、その余は否認する。

4 第4段落について

(1) 原告らによる損害賠償請求は、原賠法2条2項に規定される「原子力損害」を請求するものに当たること及び原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であることは認める。

(2) 民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないこと及び原告らが被告東電に対して、民

法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることができないことは否認する
(括弧内の裁判例についての被告東電の評価は争う。)

被告東電に対する訴訟物については、原告ら第4準備書面及び第13準備
書面に記載のとおりである。

- 5 第5段落は否認する。

以上